

秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び改造並びに県が行う物品（生産物及び差押えに係るものを除く。）の売払いについての一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札の参加者の資格)

第2条 競争入札に参加する資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 引き続き1年以上同一の事業を営んでいること。
- (4) 国税及び都道府県税の滞納がないこと。
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。

(申請)

第3条 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、知事が指示する電子情報処理組織（以下「電子業者登録システム」という。）を使用して、知事に申請しなければならない。

(申請の添付書類)

第4条 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては営業の事実を証する書類及び身分証明書
- (2) 直前決算の財務諸表（法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては、貸借対照表及び損益計算書）
- (3) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- (4) 秋田県内に本社又は本店（以下「本店」と言う。）、支店その他の事業所を有する者にあつては、秋田県税に滞納がない旨の納税証明書、又は、秋田県税に関する誓約書兼同意書（様式第1号）
- (5) 秋田県外に本店を有する法人にあつては、申請の日の直前1年間の事業年度における、本店が所在する都道府県の法人都道府県民税及び法人事業税にかかる納税証明書、個人事業税の納税地が秋田県外である個人は、申請の日の直前1年間の事業年度における、納税地である都道府県の個人事業税にかかる納税証明書
- (6) 役員等が第2条第2号に規定する「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと」に関する書類
 - ①競争入札参加資格申請者役員等調書（様式第2号）
 - ②誓約書（様式第3号）

- (7) 営業に関し許可、認可等を必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- (8) 印刷業を行う者にあつては印刷設備の保有状況に関する書類
 - ①印刷設備調査票（様式第4号）
 - ②固定資産台帳の写し等
- (9) その他知事が必要と認める書類

（競争入札参加資格者の決定及び登録）

第5条 知事は、第3条から第4条の規定による申請及び申請の添付書類に基づき資格審査を行い、競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、電子業者登録システムの電子メールにより申請者に通知するとともに、決定した日の翌日から電子業者登録システムの物品供給業者等登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

（資格者の責務等）

第6条 資格者は、関係する法令、条例及び規則等を遵守しなければならない。

- 2 資格者は、自らの事業により暴力団が利益を得ることとならないよう努めなければならない。
- 3 資格者が、暴力団又は暴力団員から不当な要求を受けたときは、ただちに、警察署へ通報するとともに知事に報告しなければならない。
- 4 資格者が前項の規定に違反したと認められたときは、資格者の決定の取消し又は効力の停止をすることができるものとする。

（資格の有効期間等）

第7条 資格者の資格の有効期間（以下「有効期間」という。）は、第5条の登録の日から起算して2年とする。

- 2 有効期間の満了後引き続き資格者の資格を得ようとする者は、有効期間の満了の日の90日前から60日前までに、電子業者登録システムを使用して、知事に申請しなければならない
- 3 第4条及び第5条の規定は、前項の場合に準用する。

（資格者の決定の取消し及び効力の停止）

第8条 知事は、資格者について、次に掲げる事実が判明したときは、その決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- 2 前項の規定により、資格者の決定を取り消された者は、当該決定を取り消された日から1年を経過する日まで、第3条の規定による申請をすることができない。
- 3 知事は、資格者が地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当すると認められたとき（同令第167条の4第2項後段に規定する者を含む。）その他資格者として遵守すべき法令等に違反したときは、秋田県物品供給業者等資格効力の停止基準（以下「効力の停止基準」という。）に定める期間、当該決定の効力を停止するものとする。

- 4 知事は、第1項の規定により資格者の決定を取り消したときは競争入札参加資格取消通知書（様式第5号）により当該資格者に通知するものとし、前項の規定により資格効力の決定を停止したときは直ちにその旨を効力の停止基準に基づき当該資格者に通知するものとする。

（申請の記載事項の変更）

第9条 資格者は、申請の記載事項に変更が生じたときは、速やかに電子業者登録システムを使用して、知事に届け出なければならない。

（事業の休止又は廃止の届出）

第10条 資格者が事業を休止又は停止しようとするときは、速やかに電子業者登録システムを使用して、知事に届け出なければならない。

（書類の提出先）

第11条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、出納局総務事務センターへ提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、「物品の製造の請負、買入れ等に係る指名競争入札参加資格者及び指名業者選定要綱」（昭和63年1月1日施行。次項において「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定による資格者の有効期間は平成12年3月31日までとする。
- 4 主たる事務所の所在地が秋田県内にある資格者で、平成29年3月31日から平成31年3月30日までの間に資格の有効期間が満了するものの有効期間は、第7条第1項の規定にかかわらず、第5条の登録の日から起算して2年6月とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱（平成11年12月1日施行）の規定による資格者の有効期間は平成16年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱（平成15年4月1日施行）の規定による資格者の有効期間は平成16年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱（平成15年12月1日施行）の規定による資格者の有効期間は平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。